

職 発 0111 第 2 号
令和 6 年 1 月 11 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

雇用安定事業の実施等について（雇用調整助成金関係）

雇用調整助成金の取扱いについては、令和 5 年 9 月 29 日付職発 0929 第 40 号「雇用安定事業の実施等について（雇用調整助成金関係）」により通知しているところであるが、今般発生した令和 6 年能登半島地震について、下記のとおり雇用調整助成金の特例措置を講ずることとしたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 令和 6 年能登半島地震に係る特例

令和 6 年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所の事業主であって、対象期間の初日が令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までにあるものについて、次の特例措置を講じる。

1. 生産量要件の特例

「雇用関係助成金支給要領」（平成 25 年 5 月 16 日付け職発 0516 第 19 号、能発 0516 第 4 号、雇児発 0516 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」別添 1 をいう。）第 2 各助成金支給要領における 1 雇用調整助成金（以下「支給要領」という。）0301a イ(イ) a 中「3 か月間」を「1 か月間」に読み替えて生産量要件を確認することとし、雇用調整助成金休業等実施計画（変更）届又は雇用調整助成金出向実施計画（変更）届（以下「計画届」という。）とともに、新設する「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書（令和 6 年能登半島地震用）」を都道府県労働局長へ提出させる。なお、読み替え後の「最近 1 か月間」は、支給対象期間又は支給対象期の初日が属する月、その前月又は前々月とする。

2. 事業所設置が 1 年未満である事業主を対象とする特例

上記 1 の生産量要件の確認において、事業所を設置して 1 年に満たず、前年同期と比較できない場合は、最近 1 か月の値と令和 6 年能登半島地震前の 1 か月の値を比較することを可能とする。この場合、令和 6 年能登半島地震より後に事業所を設置した場合や、令和 6 年能登半島地震より前に比較対象となる 1 か月がない場合は、特例の対象とはならないことに留意すること。

3. 雇用量要件の特例

支給要領 0301a イ (イ) b を適用しないこととし、雇用調整実施事業所の雇用指標の状況に関する申出書の提出を要しないものとする。

4. 簡素化等の特例

支給要領 0304a イ (イ) の協定書は、労働組合等との確約書等による代替を可能とし、支給要領 0304a イ (ロ) の労働者代表の確認のための書類は、労働者の代表者が休業等実績一覧表に署名又は記名することにより代替可能とする。

5. 書類の整備の特例

支給要領 0304a、0302b、0302c において、支給手続きのために必要となる関係書類は整備、保管をしなければならないと規定しているところであるが、令和 6 年能登半島地震に伴い、これが困難である場合には、当該要件は適用しないこととする。

また、これに伴い、支給要領 0501 及び 0701 において添付を求めている書類についても提出が困難である場合には、事業主の疎明書（任意様式）により代替しても差し支えない。

第 2 支給要領の一部改正について

雇用調整助成金の支給要領の一部改正について、別添のとおりとする。

第 3 適用日について

上記第 1 の規定は、特例の対象となる令和 6 年 1 月 1 日以降に開始した対象期間について適用する。なお、計画届の提出日が令和 6 年 3 月 31 日までの間である場合は、支給要領 0501 の規定にかかわらず、事前に届出のあったものとみなし、令和 6 年 1 月 1 日以降に開始された対象期間について遡及して適用する。